

企業立地のご案内

茨城県美浦村



美浦村は東京から 60km圏
首都圏とのスムーズなアクセス環境

風光明媚で温暖な自然環境
人と緑がふれあう快適な居住空間あふれるまちです



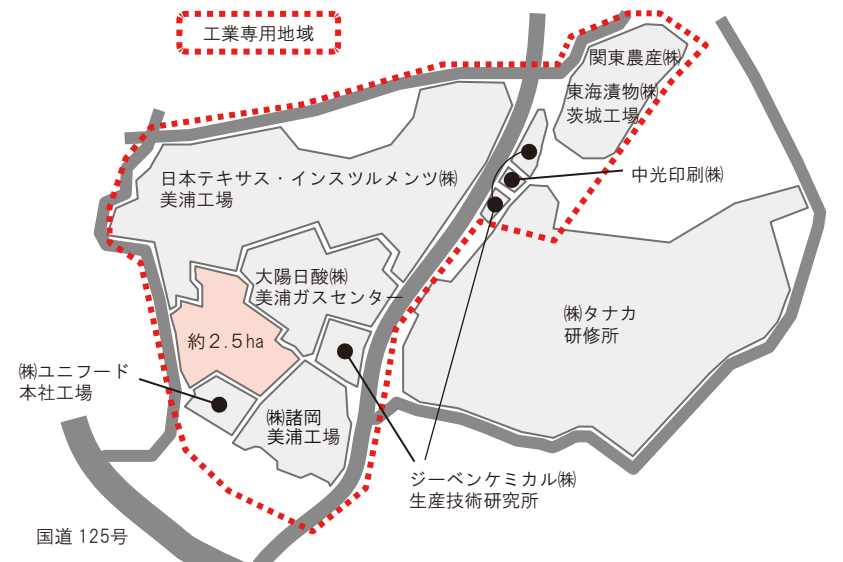
主な立地企業

日本中央競馬会美浦トレーニング・センター 日本テキサス・インスツルメンツ(株)美浦工場 スガノ農機(株)茨城工場
アイ・エス・ガステム(株)美浦営業所 五十嵐段ボール(株) (株)エムアールシー 鹿島鉄工建設(株) 川田化成(株)
関東農産(株)美浦工場 ジーベンケミカル(株)生産技術研究所 誠和工業(株)美浦工場 (株)積水化成成品関東美浦製造部
(株)太陽テント茨城工場 大陽日酸(株)美浦ガスセンター (株)タナカ 東海漬物(株)茨城工場 東京ガス(株)常総支社
東京鋼器(株)美浦工場 トーヤク(株)美浦工場 東洋建設(株)美浦研究所 (株)ナカジマ (株)橋本ブラシ製作所興津工場
(株)ホギメディカル美浦第一工場・第二工場 細谷建設工業(株)美浦営業所 (株)美浦ハイテックファーム (株)諸岡美浦工場
(株)ユニフード本社工場 (株)リッチフィールド美浦 医療法人美湖会美浦中央病院 美浦ゴルフ倶楽部 おかだいらゴルフリンクス

工業用地のご案内

木原工業専用地域

【所在地】 美浦村大字木原 2336 番ほか
【立地可能面積】 約 2.5ha
・ ならかな未造成の民有地です
・ 立地にはインフラ整備が必要です※
【アクセス】 首都圏中央連絡自動車道
阿見東 IC へ 約 10 km
稲敷 IC へ 約 10 km
【工場立地法に基づく緑地率の緩和措置】
敷地面積に対する緑地面積の割合
20%以上 → 5%以上
敷地面積に対する環境施設の割合
25%以上 → 10%以上



美浦村は技術先端型業種指定市町村です

工業専用地域外においても一定要件を満たす技術先端型工場・研究所等の立地が可能です。
(1) 医薬品製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同付属装置製造業、電子応用装置製造業、電子計測器製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品デバイス電子回路製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業等の工場
(2) 航空産業、宇宙産業、バイオ系産業等の工場
(3) 上記 (1) (2) の研究所（研究棟、管理棟、医療棟等の施設）
※ 用地の面積は、5ha 未満が対象となります。

大規模な事業所・工場等の立地について

関係機関と調整を図り、立地ができるよう取り組みます。遠慮なくご相談ください。

美浦村の優遇制度 事務所・工場等を新增設する企業の皆様を優遇制度で応援いたします。

固定資産税の不均一課税制度

本社機能事務所等の新增設に伴い、固定資産税の不均一課税を **最長 5 年間** 受けることができます。

年 度	不均一課税	
	建物を新築 又は増築した場合	既存施設を取得した場合
第 1 年度	税率 0.00 / 100	税率 0.00 / 100 (上限: 軽減措置の額が 5,000 万円となる率)
第 2 年度	税率 0.00 / 100	税率 0.00 / 100 (上限: 軽減措置の額が 5,000 万円となる率)
第 3 年度	税率 0.00 / 100	税率 0.00 / 100 (上限: 軽減措置の額が 5,000 万円となる率)
第 4 年度	税率 0.14 / 100 (標準税率の 10%)	—
第 5 年度	税率 0.28 / 100 (標準税率の 20%)	—

対象地域	移転型…東京 23 区から地方活力向上地域* 1 への移転 拡充型…東京 23 区以外から木原工業専用地域への移転
対象業種	本社機能（調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他管理業務部門のいずれか）を有する事務所又は研究所、研修所
対象要件	本社機能施設の用に供する建物及びその附属設備、構築物、機械・装置等の取得価額が 3,800 万円以上（中小企業者等にあつては 1,900 万円以上）であること ※移転型の場合は、整備計画を作成し、茨城県知事から認定を受けることが必要になります。 ・新規雇用者（雇用保険の被保険者）の数* 2 が 5 人以上（そのうち村民 1 人以上）であること ・村税及び使用料その他の税外収入金等の滞納がないこと 等
対象期間	事業開始日の翌年（事業開始日が 1 月 1 日の場合は当年）の 4 月の属する年度以降 5 年度分になります。ただし、既存施設を取得した場合は 3 年度分になります。
適用期間	令和 7 年 3 月まで (整備計画の認定を受けた場合は認定から 2 年以内)

* 1 地方活力向上地域とは、茨城県の地域再生計画に掲げる地域をいいます。詳しくは、美浦村企業誘致推進室にお尋ねください。
* 2 新規雇用者の数は、年度開始前の 1 月 1 日（第 1 年度は年度開始の 4 月 1 日）の従業者数から事業開始日前日の従業者数を控除した数になります。ただし、事業開始日前 6 月以内に雇用した者を含むことができます。

企業立地奨励金制度

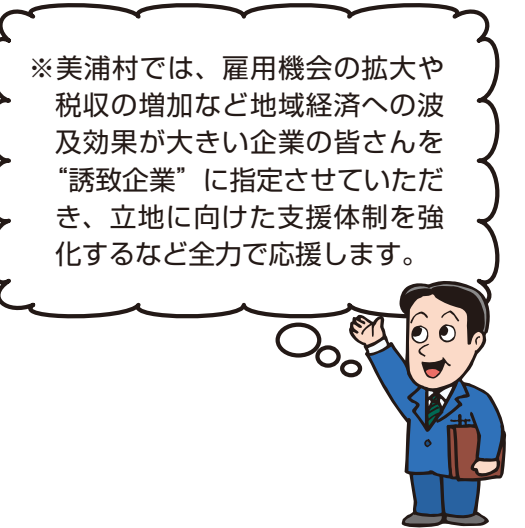
事業所・工場等の新增設に伴い、奨励金の交付を **最長 5 年間** 受けることができます。

年 度	立地奨励金* 3		設備投資奨励金* 3	雇用促進奨励金
	建物を新築 又は増築した場合	既存施設を取得した場合	機械及び装置を増設した場合* 4	村民の正社員を雇用した場合
第 1 年度	新增設に係る固定資産税相当額	新增設に係る固定資産税相当額 (上限: 5,000 万円)	当該機械等に係る固定資産税相当額の 50%	1 人につき 10 万円* 5 (上限: 1,000 万円)
第 2 年度	新增設に係る固定資産税相当額	新增設に係る固定資産税相当額の 70% (上限: 5,000 万円)	当該機械等に係る固定資産税相当額の 50%	1 人につき 10 万円* 6 (上限: 1,000 万円)
第 3 年度	新增設に係る固定資産税相当額	新增設に係る固定資産税相当額の 50% (上限: 5,000 万円)	当該機械等に係る固定資産税相当額の 50%	—
第 4 年度	新增設に係る固定資産税の 70%の額 (投下固定資産 2 億円以上に限る)	—	—	—
第 5 年度	新增設に係る固定資産税の 50%の額 (投下固定資産 2 億円以上に限る)	—	—	—

* 3 立地奨励金・設備投資奨励金は、固定資産税の不均一課税の適用を受ける固定資産を除きます。
* 4 過去に機械及び装置を整備したことのない事業所等の施設において機械及び装置を増設した場合に限り、更新は含みません。
* 5 事業開始日 6 月前から第 1 年度開始の 4 月 1 日までの間に雇用し、第 1 年度内において引き続き雇用した者が該当になります。
* 6 第 1 年度の 4 月 2 日から第 2 年度開始の 4 月 1 日までの間に雇用し、第 2 年度内において引き続き雇用した者が該当になります。

対象地域	美浦村内全域
対象業種	風俗営業等及び性風俗関連特殊営業に該当する事業、公共法人等を除きます。
対象要件	・新設の場合は、事業所等の敷地面積が 500㎡以上又は投下固定資産の取得費用が総額 3,000 万円以上であること ・増設の場合は、事業所等の延床面積が 200㎡以上又は投下固定資産の取得費用が総額 1,000 万円以上であること ・機械及び装置の増設の場合は、取得費用が 1,000 万円以上であること ・新規雇用者（雇用保険の被保険者）の数* 7 が 5 人以上（そのうち村民 1 人以上）であること ・村税及び使用料その他の税外収入金等の滞納がないこと 等
対象期間	事業開始日の翌年（事業開始日が 1 月 1 日の場合は当年）の 4 月の属する年度以降、立地奨励金及び設備投資奨励金は 3 年度分～5 年度分、雇用促進奨励金は 2 年度分になります。 ※奨励金の交付は、固定資産税の納期限が属する年度の翌年度になります。
適用期間	令和 7 年 3 月まで

* 7 新規雇用者の数は、年度開始の 4 月 1 日の従業者数から事業開始日前日の従業者数を控除した数になります。ただし、事業開始日前 6 月以内に雇用した者を含むことができます。



アクセス

美浦村役場周辺
までのアクセス

圏央道

阿見東IC

9km

車で15分

圏央道

稲敷IC

9km

車で15分



美浦村は、東京都心まで約60kmの関東平野の北東部・茨城県南地域に位置しています。
村域を国道125号が東西に横断し、村域の南部に近接して首都圏中央連絡自動車道(圏央道)があります。
東は鹿島港、西は筑波研究学園都市、南は成田国際空港に通じています。

東京都心から

約70分

三郷 JCT から

約45分

つくばまで

約30分

成田空港まで

約35分

茨城空港まで

約60分

鹿島港まで

約60分

美浦村 PICKUP

美浦村は霞ヶ浦湖畔のすばらしい水辺景観
や筑波山の眺望景観に優れています。



楽しめる親水空間
日本第二の広さを誇る
霞ヶ浦は、ウインドサー
フィン、ジェットスキー、
釣り、サイクリングなど
水辺のレジャースポット
として人気があります。



ゴルフ

霞ヶ浦にいだかれ、筑波山を望むコースは、四季
を通してゴルフが楽しめます。



光と風の丘公園

野球やテニスの競技施設のほか、アスレチック広
場やロッジハウスなどがある総合運動公園です。

暮らしをサポートします

- 妊産婦医療費の助成事業
- 中学3年生までの医療費助成事業
- 子育て広場・ファミリーサポート事業
- 福祉タクシー・デマンドタクシー
- 定住促進奨励金制度
- 空き家バンク制度
- 住宅リフォーム資金補助事業
- 住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置補助事業
- 低公害車購入補助事業
- 公募制補助金制度
- ※ その他、暮らしやすいまちを目指して積極的に事業の推進に取り組んでいます。

茨城県美浦村企業誘致推進室

〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地 TEL029-885-0340 (代) FAX029-885-4953
E-mail toshiken@vill.miho.lg.jp <https://www.vill.miho.lg.jp/>